



鳥取県公報

令和5年7月13日（木）
号外第59号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県産業未来共創条例（37）（立地戦略課）	5
◇ 規 則	鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 （31）（人事企画課）	14
	鳥取県産業未来共創条例施行規則（32）（立地戦略課）	15
	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（33）（人事企画課）	17

公布された条例のあらまし

◇鳥取県産業未来共創条例

1 条例の制定理由

事業者、教育機関、行政その他の全ての関係者が、新型コロナウイルス感染症、原油価格及び物価の高騰、不安定な国際情勢等の様々な危機を突破し、産業の未来を創造するため、共に力を合わせて取り組むことができるよう、研究開発、生産性向上、事業承継、経営革新及び成長への投資等の各段階において、県内事業者等の活動を支援することにより、もって県内産業を再生させ、発展の軌道に乗せることを目的とする。

2 条例の概要

(1) 産業未来共創等事業

ア 県は、予算の範囲内で、産業未来共創等事業（産業未来共創事業、先端的デジタル活用企業立地促進事業及び産業未来共創研究開発支援事業をいう。）を実施する者に対して、次に掲げる事業に応じ、それぞれに定める補助金を交付する。

(ア) 産業未来共創事業 産業未来共創補助金

(イ) 先端的デジタル活用企業立地促進事業 先端的デジタル活用企業立地促進補助金

(ウ) 産業未来共創研究開発支援事業 産業未来共創研究開発補助金

(2) 事業の認定

ア 知事は、事業者が作成した対象事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が知事が定める要件に適合すると認めるときは、当該事業計画に係る対象事業を、事業の区分に応じ、それぞれ産業未来共創事業又は先端的デジタル活用企業立地促進事業として認定するものとする。ただし、対象事業を行う者（法人にあっては関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

イ アの認定を受けようとする者は、知事が規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

ウ 知事は、産業未来共創事業又は先端的デジタル活用企業立地促進事業に認定した対象事業がアに規定する要件を満たさなくなったとき、又は同項の規定による知事の認定を受けた者（法人にあっては関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する者の役員を含む。以下「認定事業実施者」という。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(3) 補助金の不交付

ア (1)アの規定にかかわらず、産業未来共創補助金及び先端的デジタル活用企業立地促進補助金は、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。

(ア) (2)ウにより認定を取り消された者

(イ) 認定事業実施者のうち、産業未来共創事業（成長・規模拡大型及び一般投資型に限る。以下この号において同じ。）又は先端的デジタル活用企業立地促進事業を行う認定事業実施者（以下「特定認定事業実施者」という。）であって、県と協議を行うことなく、認定対象事業によって営むこととなった事業を産業未来共創事業にあっては認定対象事業の完了の日から7年以内に、先端的デジタル活用企業立地促進事業にあっては認定対象事業の開始の日から10年以内に休止し、又は廃止したもの（当該事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼす場合に限る。）

イ 県は、産業未来共創事業を実施する者に産業未来共創補助金と同等の給付金（以下「産業未来共創間接補助金」という。）を交付する者（以下「間接補助者」という。）に対し、産業未来共創間接補助者補助金を交付することができる。この場合においては、当該産業未来共創事業を実施する者に対しては、産業未来共創補助金は交付しない。

(4) 補助金の額

- ア 産業未来共創補助金の額は、事業の区分に応じてそれぞれ定める200万円から10億円までの補助限度額以下の額とする。
- イ アにより算出した産業未来共創補助金の額が2億円を超える場合における当該産業未来共創補助金の交付については、1年間につき2億円を限度とし、分割して行うものとする。
- ウ 先端的デジタル活用企業立地促進補助金の額は、対象事業の実施により雇用について知事が別に定める要件を満たした日から5年を経過する日までの1年ごとに、1,000万円以下の額とする。
- エ 産業未来共創研究開発補助金の額は、知事が別に定める額以下の額とする。
- オ 産業未来共創間接補助者補助金の額は、間接補助者が交付する産業未来共創間接補助金の額にその交付に要する経費の額を加えた額以下の額とする。
- (5) 特定認定事業実施者の責務
- ア 特定認定事業実施者は、認定対象事業によって営むこととなった事業を(3)ア(イ)に定める期間継続して営むよう努めなければならない。
- イ 特定認定事業実施者は、(3)ア(イ)に定める期間内は、知事が別に定めるところにより、毎年、認定対象事業によって営むこととなった事業に係る雇用状況、県内企業との間の受注及び発注の状況その他の事項を報告しなければならない。
- (6) (1)に定めるもののほか、県は、認定事業実施者に対して、付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資する事業活動について必要な支援を行うよう努めるものとする。
- (7) 産業の未来を創造する取組等
- ア 県は、県内の産業の成長及び発展に向けた取組を事業者、教育機関、行政その他の関係者と連携し推進するものとする。
- イ 県は、産業未来共創等事業を実施する者に対し補助金を交付し、及びアに規定する取組を推進するに当たり、鳥取県産業未来共創基金を有効に活用するものとする。
- (8) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布の日とする。
- イ 鳥取県産業成長応援条例は、廃止する。
- ウ 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例及び鳥取県基金条例について、所要の改正を行う。
- エ 所要の経過措置を講ずる。

—————公布された規則のあらまし—————

◇鳥取県産業未来共創条例施行規則

1 規則の制定理由

鳥取県産業未来共創条例（以下「条例」という。）の制定に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 規則で定めることとされた重点分野となる産業の分野を次のとおりとし、その範囲を定める。

ア 技術革新型産業分野

イ 未来挑戦型産業分野

ウ 地域密着型産業分野

エ 国際需要拡大分野

(2) 対象事業の認定の申請は、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに行うものとする。

ア 対象事業に係る事業計画書

イ 対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類

ウ その他知事が必要と認める書類

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、条例の施行の日とする。
- イ 鳥取県産業成長応援条例施行規則は、廃止する。

◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部が改正され、同条例の適用を受ける職員に支給する防疫等業務手当の特例が新たに設けられたことに伴い、同様の業務に従事する現業職員に支給する防疫等業務手当について同様の特例を設けることとする。

2 規則の概要

- (1) 新型インフルエンザ等により生じた事態に対応するための防疫等業務に従事した場合の特殊勤務手当の特例を設ける。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

鳥取県産業未来共創条例をここに公布する。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

鳥取県産業未来共創条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 産業未来共創等事業（第3条—第8条）

第3章 産業の未来を創造する取組等（第9条・第10条）

第4章 雑則（第11条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、事業者、教育機関、行政その他の全ての関係者が、新型コロナウイルス感染症、原油価格及び物価の高騰、不安定な国際情勢等の様々な危機を突破し、産業の未来を創造するため、共に力を合わせて取り組むことができるよう、研究開発、生産性向上、事業承継、経営革新及び成長への投資等の各段階において、県内事業者等の活動を支援することにより、もって県内産業を再生させ、発展の軌道に乗せることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）事業者 営利の目的をもって事業を営む法人、組合等（知事が別に定める組合その他の団体をいう。以下同じ。）又は個人をいう。
- （2）対象事業 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第9項に規定する経営革新のために資金を支出する事業、工場若しくは事業所その他の施設若しくは設備（以下「工場等」という。）の新設若しくは増設その他営利の目的をもって資金を支出する事業又は研究開発のために資金を支出する事業のうち、知事が別に定める事業をいう。
- （3）重点分野 県の経済の成長及び発展のために重点的に成長を促す必要があるものとして規則で定める産業の分野をいう。
- （4）補助対象経費 対象事業に要する費用のうち、知事が別に定める費用の額の合計額をいう。
- （5）投下固定資産額 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用（これに準ずる費用として知事が別に定めるもの及び法人にあっては、当該法人の総株主の議決権の過半数を有する法人その他知事が別に定めるこれに類する法人（以下「関連会社」という。）が支出するものを含む。）の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては当該交付の対象となる費用のうち知事が別に定める額を、県内の既存の工場等の廃止に伴うものにあつては廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が別に定めるところにより算出した額を除く。）をいう。
- （6）投下少額資産額 工場等の新設又は増設のために取得した土地、家屋及び償却資産の取得に附随して行い、当該取得の効果を高め、又は高い付加価値を生み出す資産の取得に要する費用のうち、知事が別に定めるものの額をいう。
- （7）賃借料 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産の賃借（契約期間が5年以上であるものに限る。）に要する費用（関連会社が支出するものを含む。）の5年間分の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付の対象となる費用のうち知事が別に定める額を除く。）をいう。

- (8) 初年度賃借料 賃借料（第3条第1項第2号に規定する先端的デジタル活用企業立地促進補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該先端的デジタル活用企業立地促進補助金の補助対象経費となる賃借料を除く。）のうち、第4条第1項の認定を受けた対象事業（以下「認定対象事業」という。）の完了の日から1年間分の額をいう。
- (9) 人材確保費用 認定対象事業によって営むこととなった事業を実施するための人材確保に要する費用のうち、知事が別に定めるものの合計額をいう。
- (10) 認定経営力向上計画 中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する経営力向上計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。
- (11) 承認経営革新計画 中小企業等経営強化法第14条第1項に規定する経営革新計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。
- (12) 特定承認地域経済牽引事業計画 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画であつて知事が別に定めるものをいう。

第2章 産業未来共創等事業

（産業未来共創等事業）

第3条 県は、予算の範囲内で、産業未来共創等事業（産業未来共創事業、先端的デジタル活用企業立地促進事業及び産業未来共創研究開発支援事業をいう。）を実施する者に対して、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める補助金を交付する。

- (1) 産業未来共創事業 産業未来共創補助金
- (2) 先端的デジタル活用企業立地促進事業 先端的デジタル活用企業立地促進補助金
- (3) 産業未来共創研究開発支援事業 産業未来共創研究開発補助金

2 前項各号に掲げる事業は、別表の事業の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ支援対象事業欄に掲げる事業（前項第1号及び第2号に掲げる事業にあつては、次条第1項の規定による知事の認定を受けたものに限る。）をいう。

（事業の認定）

第4条 知事は、事業者が作成した対象事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が次の各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該事業計画に係る対象事業を、別表の事業の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ産業未来共創事業又は先端的デジタル活用企業立地促進事業として認定するものとする。ただし、対象事業を行う者（法人にあつては関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

- (1) 別表の事業の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ支援対象事業の欄に定める事業に該当すること。
- (2) 県内において行われること。
- (3) 環境保全に関する適切な措置を講ずるものであること。
- (4) 対象事業を確実に実施できると認められる者により行われるものであること。
- (5) 県内の産業の付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資するものであることその他事業の目的及び内容が適当なものであること。

2 前項の認定を受けようとする者は、知事が規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、産業未来共創事業又は先端的デジタル活用企業立地促進事業に認定した対象事業が第1項に規定する要件を満たさなくなったとき、又は同項の規定による知事の認定を受けた者（法人にあつては関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する者の役員を含む。以下「認定事業実施者」という。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（補助金の不交付）

第5条 第3条第1項の規定にかかわらず、産業未来共創補助金及び先端的デジタル活用企業立地促進補助金

は、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。

(1) 前条第3項の規定により認定を取り消された者

(2) 認定事業実施者のうち、産業未来共創事業（成長・規模拡大型及び一般投資型に限る。以下この号において同じ。）又は先端的デジタル活用企業立地促進事業を行う認定事業実施者（以下「特定認定事業実施者」という。）であって、県と協議を行うことなく、認定対象事業によって営むこととなった事業を産業未来共創事業にあつては認定対象事業の完了の日から7年以内に、先端的デジタル活用企業立地促進事業にあつては認定対象事業の開始の日から10年以内に休止し、又は廃止したもの（当該事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼす場合に限る。）

2 県は、産業未来共創事業を実施する者に産業未来共創補助金と同等の給付金（以下「産業未来共創間接補助金」という。）を交付する者（以下「間接補助者」という。）に対し、産業未来共創間接補助者補助金を交付することができる。この場合においては、当該産業未来共創事業を実施する者に対しては、産業未来共創補助金は交付しない。

（補助金の額）

第6条 産業未来共創補助金の額は、別表産業未来共創事業の項事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ補助金の額欄に定める額以下の額（同表の補助限度額欄に定める額を限度とする。）とする。

2 前項の規定により算出した産業未来共創補助金の額が2億円を超える場合における当該産業未来共創補助金の交付については、1年間につき2億円を限度とし、分割して行うものとする。

3 先端的デジタル活用企業立地促進補助金の額は、対象事業の実施により雇用について知事が別に定める要件を満たした日から5年を経過する日までの1年（第4条第1項第1号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表先端的デジタル活用企業立地促進事業の項補助金の額欄に定める額以下の額（同表の補助限度額欄に定める額を限度とする。）とする。

4 産業未来共創研究開発補助金の額及び補助限度額は、別表産業未来共創研究開発支援事業の項補助金の額欄に定める額以下の額（同表の補助限度額欄に定める額を限度とする。）とする。

5 産業未来共創間接補助者補助金の額は、間接補助者が交付する産業未来共創間接補助金の額にその交付に要する経費の額を加えた額以下の額とする。

（特定認定事業実施者の責務）

第7条 特定認定事業実施者は、認定対象事業によって営むこととなった事業を第5条第1項第2号に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

2 特定認定事業実施者は、第5条第1項第2号に定める期間内は、知事が別に定めるところにより、毎年、認定対象事業によって営むこととなった事業に係る雇用状況、県内企業との間の受注及び発注の状況その他の事項を報告しなければならない。

（認定事業実施者の事業活動の支援）

第8条 第3条に定めるもののほか、県は、認定事業実施者に対して、付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資する事業活動について必要な支援を行うよう努めるものとする。

第3章 産業の未来を創造する取組等

（産業の未来を創造する取組）

第9条 県は、県内の産業の成長及び発展に向けた取組を事業者、教育機関、行政その他の関係者と連携し推進するものとする。

（鳥取県産業未来共創基金）

第10条 県は、産業未来共創等事業を実施する者に対し補助金を交付し、及び前条に規定する取組を推進するに当たり、鳥取県産業未来共創基金（鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）第2条第1項の規定により設置された鳥取県産業未来共創基金をいう。）を有効に活用するものとする。

第4章 雑則

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(鳥取県産業成長応援条例の廃止)
- 2 鳥取県産業成長応援条例(令和元年鳥取県条例第4号)は、廃止する。
(鳥取県産業成長応援条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の鳥取県産業成長応援条例(以下「旧条例」という。)第3条第1項の規定により認定を受けた産業成長応援事業及び次世代ソフトウェア産業等創出事業については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。
- 4 旧条例附則第2項の規定による廃止前の鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥取県条例第8号)第3条第1項又は第2項の規定により認定を受けた企業立地事業及び次世代ソフトウェア産業等立地事業については、旧条例附則第3項の規定は、なおその効力を有する。
(特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)
- 5 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(平成12年鳥取県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第6条 <u>鳥取県産業未来共創条例(令和5年鳥取県条例第37号)第3条第2項に規定する産業未来共創事業(成長・規模拡大型及び一般投資型に限る。)</u>を行う者(令和10年3月31日までに<u>当該産業未来共創事業</u>の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第3条第1項第1号に規定する<u>産業未来共創補助金</u>(以下「<u>産業未来共創補助金</u>」という。))の交付の決定を受けた者に限る。)について、当該家屋又はその敷地である土地の取得(第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> <p>(不均一課税の適用の申請)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第6条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日(法人にあっては、家屋</p>	<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第6条 <u>鳥取県産業成長応援条例(令和元年鳥取県条例第4号)第3条第1項に規定する産業成長事業(成長・規模拡大ステージ及び一般投資支援に限る。)</u>を行う者(令和10年3月31日までに<u>当該産業成長事業</u>の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する<u>産業成長応援補助金</u>(以下「<u>産業成長応援補助金</u>」という。))の交付の決定を受けた者に限る。)について、当該家屋又はその敷地である土地の取得(第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> <p>(不均一課税の適用の申請)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第6条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日(法人にあっては、家屋</p>

<p>又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日)、延長申告期限又は<u>産業未来共創補助金</u>の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p>	<p>又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日)、延長申告期限又は<u>産業成長応援補助金</u>の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p>
--	--

(特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第3項の規定によりなお効力を有することとされる旧条例第3条第1項に規定する産業成長事業を行う者に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 7 第4項の規定によりなお効力を有することとされる旧条例附則第3項の規定によりなお効力を有することとされる旧条例附則第2項の規定による廃止前の鳥取県企業立地等事業助成条例第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(鳥取県基金条例の一部改正)

- 8 鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)					別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
31 鳥取県豊かな森づくり協働基金	鳥取県税条例の規定により豊かな森づくりに資するため加算された県民税を、県民による森づくりのため及び豊かな森	鳥取県税条例第53条の19及び第53条の20の規定による加算額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するため必要な	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	31 鳥取県豊かな森づくり協働基金	鳥取県税条例の規定により豊かな森づくりに資するため加算された県民税を、県民による森づくりのため及び豊かな森	鳥取県税条例第53条の19及び第53条の20の規定による加算額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するため必要な	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

	林を次代に引き継ぐための施策に要する費用に充てること。	た額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額	経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て			林を次代に引き継ぐための施策に要する費用に充てること。	た額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額	経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て		
32 鳥取県産業未来共創基金	県内の産業の振興及び持続的な発展並びに雇用の維持及び拡大を図るための施策に要する費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほ	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。						

		<p>認地域経済牽引事業計画に基づき、県内に事業所を有する事業者が行う重点分野に係る事業であって、投下固定資産額及び賃借料の合計額が3,000万円を超えることその他知事が別に定める要件を満たす事業</p>	<p>合計額に20分の1を乗じて得た額を限度とする。)</p> <p>(1) 投下固定資産額に5分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 投下少額資産額に5分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 初年度賃借料に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(4) 人材確保費用のうち、認定を受けた事業の開始の日から3年の間に発生した費用の額に2分の1を乗じて得た額 (1人当たり30万円を限度とし、総額は450万円を限度とする。)</p> <p>(5) 先進的な技術又は県内の資源を活用する事業若しくは本社機能の移転を伴う事業 (知事が別に定めるものに限る。)にあつては、次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 投下固定資産額及び投下少額資産額の合計額に100分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額</p>	
<p>一般投資型</p>		<p>県内の経済の活性化のために事業の実施を促進すべき地域において、製造業又は県内の経済の活性化に資する事業であつて、投下固定資産額及び賃借料の合計額が3,000万円を超えることその他知事が別に定める要件を満たす事業</p>	<p>次に掲げる額の合計額(ただし、(2)及び(4)に掲げる額の合計額は、投下固定資産額及び賃借料の合計額に20分の1を乗じて得た額を限度とする。)</p> <p>(1) 投下固定資産額に10分の1(知事が別に定める土地、家屋及び償却資産の取得に係る投下固定資産額にあつては、100分の15)を乗じて得た額</p> <p>(2) 投下少額資産額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 初年度賃借料に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(4) 人材確保費用のうち、認定を受けた事業の開始の日から3年の間に発生した費用の額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>(1) 重点分野にあつては10億円</p> <p>(2) (1)以外の分野にあつては5億円</p>

規 則

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第31号

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行期日は、令和5年7月28日とする。

鳥取県産業未来共創条例施行規則をここに公布する。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第32号

鳥取県産業未来共創条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(重点分野)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める産業の分野は、次の各号（産業未来共創事業のうち一般投資型にあっては、第1号及び第2号に限る。）に掲げるとおりとし、その範囲はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 技術革新型産業分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであって、先進的な取組を行うもの

ア 次世代自動車（大気汚染物質の排出及びエネルギーの消費効率に関する性能が優れた自動車をいう。）及びその附属品を製造する産業

イ 電子デバイス製造業、電気機械器具製造業及び半導体を製造する産業並びにこれらに関連する産業

ウ フードテック（生産から加工、流通、消費等へと繋がる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルをいう。）の活用に関連する産業

エ 医療用機械器具製造業及び医薬品製造業並びにこれらに関連する産業並びにバイオテクノロジーの活用に関連する産業

オ 先端的IoT等機器製造業（インターネット・オブ・シングス活用技術（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報を活用する技術をいう。）その他の情報通信技術を活用した機器を製造する産業をいう。）及びソフトウェア業

カ 航空機・同附属品製造業

(2) 未来挑戦型産業分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであって、先進的な取組を行うもの

ア グリーントランスフォーメーション（産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造への円滑な移行をいう。）に資する機器、製品等を製造する産業

イ 宇宙利用産業、宇宙機器産業その他の宇宙の開発及び利用に関する産業

(3) 地域密着型産業分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであって、先進的な取組を行うもの

ア 県内の地域資源を活用した食料品製造業

イ 前2号に掲げる産業の分野に係る事業（県内において行われるものに限る。）と密接に関連する物流業

ウ 地域が直面する課題（知事が重要であると認めたものに限る。）の解決に資する機器、製品等を製造する産業及びこれに関連する産業

(4) 国際需要拡大分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであって、先進的な取組により外国人観光旅客の来訪の促進を主な目的とする取組を行うもの

ア 宿泊業

イ 飲食サービス業

ウ 地域の観光資源の特性を生かした産業

(事業の認定の申請)

第3条 条例第4条第2項の規定による申請は、別記様式による申請書に次掲げる書類を添えて、知事が別に

定める日までに行うものとする。

- (1) 対象事業に係る事業計画書
- (2) 対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
(鳥取県産業成長応援条例施行規則の廃止)
- 2 鳥取県産業成長応援条例施行規則(令和元年鳥取県規則第6号)は、廃止する。

別記様式(第3条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住所
(法人及び組合等にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人及び組合等にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号
対象事業認定申請書

対象事業の認定を受けたいので、鳥取県産業未来共創条例第4条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象事業の名称	
対象事業の概要	
対象事業に要する事業費の見込額	
申請する事業の区分	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業(新たな企業価値創造型)
	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業(事業継承促進型)
	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業(生産性向上・新技術導入推進型)
	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業(経営革新型)
	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業(成長・規模拡大型)
	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業(一般投資型)
	<input type="checkbox"/> 先端的デジタル活用企業立地促進事業
添付書類	1 対象事業に係る事業計画書 2 対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類 3 その他知事が必要と認める書類

備考

- 1 複数の事業者が連名で申請する場合は、申請者の欄にそれぞれ事業者名及び代表者名を記載すること。
- 2 申請する事業の区分については、該当する事業の区分の□にチェックを入れること。
- 3 添付書類欄の3については、知事が別に定めるところによること。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第33号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(特殊勤務手当条例の例による手当)</p> <p>第6条 前条各号に掲げる特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の規定の適用を受ける者の例による。ただし、次の表の左欄に掲げる手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、それぞれ同表右欄に掲げる規定の適用を受ける者の例による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">防疫等業務手当</td> <td>特殊勤務手当条例第4条第1項第1号、<u>第2号及び第6号</u></td> </tr> </tbody> </table>	略		防疫等業務手当	特殊勤務手当条例第4条第1項第1号、 <u>第2号及び第6号</u>	<p>(特殊勤務手当条例の例による手当)</p> <p>第6条 前条各号に掲げる特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の規定の適用を受ける者の例による。ただし、次の表の左欄に掲げる手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、それぞれ同表右欄に掲げる規定の適用を受ける者の例による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">防疫等業務手当</td> <td>特殊勤務手当条例第4条第1項第1号及び第<u>2号</u></td> </tr> </tbody> </table>	略		防疫等業務手当	特殊勤務手当条例第4条第1項第1号及び第 <u>2号</u>
略									
防疫等業務手当	特殊勤務手当条例第4条第1項第1号、 <u>第2号及び第6号</u>								
略									
防疫等業務手当	特殊勤務手当条例第4条第1項第1号及び第 <u>2号</u>								

附 則

この規則は、公布の日から施行する。